

No.	質問事項	回答
1	<コンテンツ購入について> サービス開始後にコンテンツ購入は行いますか。購入する際の予算はいくら程度でしょうか。	初年度（令和6年度）において4,000点購入予定ですが、開始時に4,000点スタートではなく、年度内で4,000点ですのでコンテンツの購入はサービス開始後にもあります。 また提案上限額にコンテンツ購入額は含まれています。
2	<実施要領 3p 6参加申込書の作成・提出 (1) 提出書類 ア、イ、カ> カ 印鑑証明書について、弊社では指名参加登録に際し使用印鑑届を提出した上で、宮崎県様との契約・請求事務には使用印を押印しております。今回の応募書類に際しても使用印を押印した書類を提出したいと考えていますがよろしいでしょうか（提出書類ア、イ）。また、使用印で提出する際には、印鑑証明書と併せて使用印鑑届を提出したほうがよろしいでしょうか。	契約等に関しましては使用印でかまいませんが、申込みの段階では代表者印をお願いします。
3	<機能要件 管理者機能-利用者管理-利用者のアカウント情報の修正・停止 小学校、中学校における児童・生徒への利用者登録・管理の方法について> ① ID発行対象者への資格要件の確認（在住・在勤・在学といった資格要件の確認）の主体は図書館様か学校か。	学校で個別に確認し、図書館で申請内容について確認する形を想定しています。
4	② ID登録依頼は、児童・生徒の一人一人が直接図書館様に行き、発行を受けるものか。	学校ごとにとりまとめて依頼を行い、また学校にまとめて発行する予定です。
5	③ ID登録依頼を児童・生徒が行わない場合、代行作業を想定されているか。その代行作業は誰が行うか。	学校が代行としてとりまとめを行う予定です。
6	④ 上記③の場合、IDを児童・生徒本人が適切に管理運用していることの確認は具体的にどのように行うか。	IDは児童・生徒それぞれとして登録されるため、その運用についてはデータで確認し、管理については利用範囲等について図書館から各学校への説明会等を行い、適正な利用に努める予定です。
7	<機能要件 管理者機能-利用者管理-利用者のアカウント情報の修正・停止> 県下の小学校、中学校のすべての学校が対象か、また公立、私立等の範囲や対象となる学校数についてもご教示いただけますでしょうか。また各学校のなかで職員、図書館（図書室）スタッフ、学生など、どこまでの利用範囲を想定されているかもお知らせください。	学校の対象は、公立私立問わず、県内すべての小・中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校であり、学校数433校を想定しています。また、対象は児童生徒及び教職員のうち必要とする者を想定しています。
8	<機能要件 管理者機能-利用者管理-利用者のアカウント情報の修正・停止> 使い方についてですがどのような範囲を想定されていますでしょうか。朝読、調べ学習、授業利用など想定されている内容がありましたらご教示ください。	学校での朝読、調べ学習、授業等での利用を想定しています。
9	<仕様書 5 (1) ア> 業務仕様書の中で、5. 業務内容に「ア 導入する電子書籍の類型」として「クラウドによる閲覧型と貸出型の両方を導入する」とあり、当社の場合、閲覧型となりますが、閲覧型と貸出型の両方を導入する意図でありどちらかのみではご提案はできないという理解でしょうか。また、閲覧型コンテンツとサブスクリプション型（年間契約型）コンテンツを組み合わせてご提案する予定です。これで、閲覧型と貸出型の両方の仕様を満たすつもりであり、弊社のご提案をお受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。	閲覧型と貸出型の両方の書籍を導入する仕様であり、片方のみでの提案は条件を満たしません。また、サブスクリプション型は貸出型として認める方向で考えております。
10	<仕様書 5 (1) イ> 「5 (1) イ 認証方式 閲覧型と貸出型どちらも図書館システムのID、パスワード又は、利用者ID、パスワードで認証」とありますが、当社の場合、図書館システムへログインしていただいた後に、リファラ認証でアクセスしていただく想定です。当社システムでのID、パスワードの発行を想定していませんがよろしいでしょうか。	「図書館システムのID、パスワード又は利用者用のID、パスワードで認証」としておりますので、片方だけの想定でもかまいません。ただし、機能要件に「宮崎県内の私立・公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校の児童生徒が利用できるアカウントを事業者が作成し、県に提供できること」としておりますので、リファラ認証での対応等、詳しい条件等については、機能要件等に記載をお願いします。
11	<契約書案（利用コンテンツ）第2条> 「利用する電子書籍コンテンツの規格は、別紙宮崎県立図書館電子書籍書籍利用業務仕様書のとおりとする。」とありますが、仕様書にコンテンツ規格が示されていません。電子書籍のコンテンツ規格は機能要件に示されている「電子書籍のコンテンツ」内容と捉えてよろしいでしょうか。	はい、その理解でかまいません。
12	<実施要領 8 企画提案書の提出 エ 見積書及び見積明細> ・見積明細には機能要件に記されている電子書籍のコンテンツ約4,000タイトルの参考リストも作成し、提出するということがよろしいでしょうか。	参考リストも企画提案書と別に提出をお願いします。様式等は任意でかまいません。
13	<実施要領 6 参加申込書の作成・提出 (1) 提出書類 エ 登記事項証明書について> 「(イ) 法人の場合は、法務局の現在事項証明書」とありますが、現在事項証明書に記載の内容は全て記載されているので、履歴事項証明書の提出でよろしいでしょうか。	履歴事項証明書をもって現在事項証明書に代えてもかまいません。
14	<実施要領 8 企画提案書の提出 エ 見積書及び見積明細について> (見積書及び見積明細について、) 任意様式とありますが、押印は必要でしょうか。	見積書については、押印を省略してかまいません。

15	<p>&lt;実施要領 8 企画提案書の提出&gt; 提出は日本産業企画A4版とありますが、提出書類のうち「オ 別紙 機能要件」はA4版にすると文字が小さくなるため、見やすいようA3にて提出したいのですが、よろしいでしょうか。</p>	はい、かまいません。
16	<p>&lt;実施要領 8 企画提案書の提出 ア 企画提案書 ウ 電子図書館のアクセシビリティ対応チェックリストについて&gt; 指定の様式が見当たらないのですが、任意様式との理解でよろしいでしょうか。その場合、アは表紙として、案件名と団体名を記載するというでよろしいでしょうか。</p>	はい、アについては任意の様式で表紙に案件名・団体名の記載をお願いします。 ウについては、別紙機能要件での確認となりますので、そちらでの記載をお願いします。
17	<p>&lt;実施要領 8 企画提案書の提出&gt; 提出は「15ページ以内（表紙、目次除く）」で記載することとありますが、提出書類のうち、「イ企画提案内容」（ア）～（ウ）を15ページ以内で記載するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	はい、その理解で問題ありません。企画提案書、企画提案内容について、15ページ以内で記載をお願いします。
18	<p>&lt;仕様書 5（1）イ&gt; ・貸出型の電子図書館サービスは宮崎県立図書館システムOPACとの連携・非連携どちらを希望でしょうか。連携の場合は図書館システムのマイライブラリのID・パスワードを利用して電子図書館サービス側にログインができますが、非連携の場合はマイライブラリのID・パスワードとは別に電子図書館サービス側で別途ID・パスワードを発行する形となります。また、連携の場合の実際の稼働時期は図書館システムベンダーの対応必要日数により変動しますが、了承いただけますでしょうか。</p>	連携・非連携については、提案内容を確認した上で、契約時に決定したいと考えております。ただし、ID・パスワードの発行については、記載の内容でかまいません。また、図書館システムとの連携による稼働時期の変動については、契約後に協議・検討となります。
19	<p>&lt;機能要件 電子書籍のコンテンツ-コンテンツのライセンス形態等について&gt; ・コンテンツのライセンスは無期限型又は有期限型であること（回数制限があるものを除く）の意味は、回数制限付コンテンツは選書提案に含めないという解釈で宜しいでしょうか。</p>	回数制限付コンテンツについては、有期限型とみなしてコンテンツとして含めます。回数制限の条件やコンテンツ数等の記載をお願いします。
20	<p>&lt;機能要件 電子書籍のコンテンツ-コンテンツのライセンス形態等について&gt; 「フリーアクセスコンテンツ」とは同時アクセス無制限のコンテンツを指すという理解で宜しいでしょうか。（無料でアクセスができる無償提供コンテンツではなく）</p>	はい、その理解で問題ありません。
21	<p>&lt;機能要件 電子書籍のコンテンツ-コンテンツ数について&gt; ・同時アクセス3のコンテンツは4,000コンテンツのうち1コンテンツとしてカウントしますか？それとも3コンテンツとしてカウントしますか？また、同時アクセス無制限（読み放題パック）のコンテンツは1コンテンツとしてカウントしますか？</p>	コンテンツについては、アクセス数に関わらずそれぞれ1コンテンツとしてカウントします。例えば、同時アクセス3のコンテンツ1点は、1コンテンツとしてカウントします。
22	<p>&lt;実施要領 p.12委託業務の概要(6) 提案上限金額について&gt; ・46,618,000円（税込）で4,000コンテンツ+弊社サービス側の初期費・維持費（宮崎県立図書館システム側ベンダー側費用は除く）ではこの金額に届かない可能性があります。その場合は4,000コンテンツ以上提案する形で提案上限金額まで見積めるのか、それともあくまで4,000コンテンツを上限として、提案上限金額を下回る形で提案は可能なのかご教示願います。</p>	本件は公募型プロポーザル方式による事業者選定となりますので、本県の目的・機能要件等を満たしたもので、かつ提案上限金額内であれば他に金額の条件はありません。また、本県の目的を満たすために4,000コンテンツ以上を提案していただいてもかまいません。なお、コンテンツの内容についても、評価の対象となることを御留意ください。
23	<p>&lt;実施要領 p.48 企画提案書の提出（1）提出書類について&gt; ①提出書類の提案上限「15ページ以内」の範囲については「イ企画提案内容」（ア）～（エ）の部分についてであり、その他のウ～オの「アクセシビリティ対応チェックリスト」、「見積書・見積明細」、「別紙機能要件」はそれぞれ独立した書類として、15ページの対象外という理解で宜しいでしょうか。そして、これらを全て1冊のバインダーファイル等に綴じて提出する形で宜しいでしょうか。</p>	はい、その理解で問題ありません。また、「アクセシビリティ対応チェックリスト」については「別紙機能要件」にまとめていますので必要ありません。提出に関してはステープラー等でひとまとめにいただき、正本1部、副本7部の提出をお願いします。
24	<p>②また、横書きA4との事ですが、「イ企画提案内容」の部分についてA4縦レイアウトに横書きで2アップ印刷（1ページに2プレゼンスライド）の形で15ページ（スライドとしては15ページ以上）としても構わないでしょうか。</p>	はい、かまいません。
25	<p>③「ウ 電子図書館のアクセシビリティ対応チェックリスト」とありますが提出書式の指定がありません。こちらは、オ別紙機能要件に記載回答することで宜しいでしょうか。</p>	はい、アクセシビリティ等の対応については、「別紙機能要件」での確認となりますのでそちらでの回答をお願いします。
26	<p>&lt;実施要領 p.5 エ 見積書及び見積明細（任意書式）について&gt; 宮崎県立図書館システムベンダー側で発生する一切の連携費用は弊社の見積に含めることができませんが宜しいでしょうか。</p>	その理解で問題ありません。
27	<p>&lt;宮崎県立図書館電子書籍利用業務契約書について&gt; 第5条（契約保証金）についてですが、こちらは締結時の契約保証金は免除されるが、契約不履行があった際は一定額を宮崎県に納める義務が生じる、という意味でしょうか。第12条にも損害賠償条項がある為、お尋ねいたします。</p>	実施要領「11 契約保証金」のとおり、契約に当たっては契約保証金が発生しますが、宮崎県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合、契約保証金は免除されます。このため契約書案の現在の記載は、該当しない場合は条文が「乙は、この契約の締結と～ならない。」となり、該当する場合は条文が「契約保証金は免除する。」となることを示したものといたします。

28	<機能要件 利用者機能-貸出-コンテンツ貸出について> コンテンツの書誌データの取り込みや、OPACの検索結果から電子書籍の貸出・閲覧をするには、宮崎県立図書館の図書館システム側の改修が発生すると想定しますが、改修を想定しているというところでよろしいでしょうか。	はい、今回の電子書籍導入に当たって宮崎県立図書館の図書館システムの改修を想定しています。
29	<実施要領 3 参加資格 (1) 参加資格要件 イ> 「競争入札参加資格を有すると認められた者であること」とございますが、入札参加資格申請を事前に提出していなかった場合、参加申込書等の別途提出資料をもって参加資格とすることは可能でしょうか。	申し訳ありませんが、競争入札参加資格者名簿に登録されていなければ入札参加資格を有すると認めることができません。
30	<実施要領 5 業務内容 (1) ア 導入する電子書籍の類型> 「閲覧型と貸出型の両方を導入する」とございますが、「閲覧型」「貸出型」とは、それぞれどのような電子書籍の利用形態を想定されておりますでしょうか。	閲覧型は基本的には、利用者が電子図書館サイト上で電子書籍を閲覧しているときのみ占有権を持つコンテンツを想定しております。貸出型は基本的には、利用者が一定期間の電子書籍の閲覧権を占有することができ、期間中は電子図書館サイト上で閲覧できるコンテンツを想定しております。
31	<実施要領 5 業務内容 (1) ア 導入する電子書籍の類型> 「閲覧型と貸出型の両方を導入する」とございますが、いずれか一方のみしかご提供できない場合でも参加することは可能でしょうか。	閲覧型と貸出型の両方の書籍を導入する仕様であり、片方のみでの提案は条件を満たしません。
32	<実施要領 5 業務内容 (1) ウ 利用方法> 「提案者の電子書籍の閲覧環境」とございますが、利用者がコンテンツを利用する際、「閲覧型」「貸出型」いずれのコンテンツにおいても単一のサイト（同じプラットフォーム内で提供している状態）を想定されておりますでしょうか。	「閲覧型」「貸出型」それぞれのコンテンツで別のサイトであってもかまいません。また、学校用の電子図書館サイトが県立図書館用の電子図書館サイトと別のサイトであってもよいものとします。
33	<機能要件 利用者機能-貸出-コンテンツ貸出> 「OPACの検索結果から提案者の電子書籍の閲覧環境に移動し、電子書籍の貸出・閲覧ができること」とございますが、複数の電子図書館システム（プラットフォーム）を使用する場合、OPACの検索結果からそれぞれの電子図書館システムに移動する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの電子図書館システムにも検索機能があるかと思いますが、その検索結果から他の電子図書館システムに移動する必要はございますでしょうか。	複数の電子図書館システム（プラットフォーム）を使用する場合は、それぞれの蔵書が宮崎県立図書館システムから検索することができ、検索結果からそれぞれの電子図書館システムに移動する形を想定しております。宮崎県立図書館システムの検索結果からはすべての電子図書館システムへ移動できるようにする必要がありますが、電子図書館システムから別の電子図書館システムへ移動する機能は必要とはしておりません。
34	<機能要件 電子書籍のコンテンツ-コンテンツについて-コンテンツ数> コンテンツの割合の目安をお示しいただいておりますが、一部分野につきまして、十分な点数をご提供できない可能性がある場合、どの程度乖離が認められますでしょうか。	具体的な許容水準は答えられませんが、点数や割合が少なければ評価項目「コンテンツ及び提供システム」の減点の対象とする予定です。
35	<仕様書 5 業務内容 ウ> 仕様書の5業務内容について、ウ 利用方法に「OPAC」の検索結果から閲覧できることとの記載があります。弊社が提供する書誌データを、宮崎県立図書館システムに取り込み、電子図書館システムへのリンク情報を登録頂けることを前提としても宜しいでしょうか。また、館外利用の方がOPACから遷移した場合、一度電子図書館システムのリファラ認証を経由して頂く必要がありますこと、ご了承下さい。	はい、宮崎県立図書館システムから電子図書館システムへの移動・閲覧のために、宮崎県立図書館システムの改修及び書誌データの取り込み・リンク情報の登録を想定しております。遷移時の条件等ありましたら機能要件等に記載をお願いします。
36	<機能要件> 機能要件について、宮崎県立図書館様システム停止時の対応のところ、整理期間等で宮崎県立図書館システムが停止しているとき、電子図書館システムは利用可能であること。利用条件等あれば企画提案書又は右記備考に記載すること。とありますが、「図書館システムが停止」とは、MyLibrary画面の利用ができない状態で、かつ館内立ち入り禁止という状態でしょうか。	MyLibrary画面の利用は可能ですが、館内資料関係の手続きはできず、館内立ち入り禁止の状態を想定しております。
37	<機能要件> 機能要件のデザインについて、表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。とありますが、ユニバーサルなデザインについて、基準のようなものはありますか。	具体的な基準はありませんが、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」の「付属資料2.電子図書館利用手順ごとの想定される課題と対応例」等で、デザイン上の問題による課題もありますので、これらを解決できるようなものを想定しております。
38	<機能要件> 機能要件の個人情報・情報セキュリティの遵守について、宮崎県個人情報取扱特記事項および宮崎県情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守すること。とありますが、各特記事項をお示し下さい。	「4.契約書案」のp4~6に記載しておりますのでこちらを御確認をお願いします。
39	<評価基準書> 別紙の電子書籍利用業務評価基準書の「コンテンツ及び提供システム」の項目の中に、実施要領の中では記載されている「アクセス権の設定は適切か」が見当たりませんが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	申し訳ありません、「アクセス権の設定は適切か」を外している評価基準書の方を正とするようお願いいたします。修正しましたので御確認ください。
40	<評価基準書> 別紙の電子書籍利用業務評価基準書の「操作性」の項目には実施要領の中で記載されている「アクセシビリティ」が見当たりませんが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	申し訳ありません、電子書籍利用業務評価基準書についても実施要領と同様に「操作性・アクセシビリティ」です。修正しましたので御確認ください。

41	<p>&lt;機能要件 利用者機能 貸出 コンテンツ貸出について&gt;</p> <p>コンテンツの書誌データの取り込みや、OPACの検索結果から電子書籍の貸出・閲覧をするには、宮崎県立図書館の図書館システムとの連携が必要となります。今回導入する電子図書館は図書館システム連携版ということでよいでしょうか？</p>	<p>連携版かどうかについては、どのような電子図書館が提案されるかにもよりますが、宮崎県としては連携が必要な事項も考えています。</p> <p>例えば、書誌データの取り込み・OPACの検索結果からの電子図書館サイトへの移動・貸出又は閲覧等については、連携を想定しておりますが、利用者のID・パスワードについては、提案内容によっては非連携であってもよいと考えております。</p>
----	---	--